



2009年8月3日開催

IASB公開草案「金融商品：分類と測定」について

ASBJ（企業会計基準委員会）

専門研究員

板 橋 淳 志

目 次

1. 公表の背景
2. 本公開草案の提案のポイント
3. 公開草案の提案概要
4. FASBの動向（ボード会議での暫定決定）
5. 質疑応答

1. 公表の背景

IAS39号の問題点については、規定の理解、適用及び解釈が困難という批判が比較的多く寄せられていた。EUでの国際会計基準の適用を見据え2003年12月と2004年3月に改訂されたが、その段階では根本的な見直しというよりも、今までの問題点に対する考え方の改善に留まっていた。

IASBは2006年に、金融商品会計をFASBとのMoU項目に据えている。前段の規定の理解、適用及び解釈が困難という批判を受けて、金融商品会計の簡素化が必要であるとされた。一つの測定属性に基づく会計にすることを長期的目標に据え、そのための努力の一つとして2008年3月にディスカッションペーパー（DP）が公表され、同年11月にIAS39号の置換えをアクティブなプロジェクトとして取り上げ、ここ一年半位、今回のDPに関する議論が続けられてきた。そのような流れの中で金融危機があり、DPでの議論と金融危機への即時対応が結びついて今回の公開草案となった。

図表1 IAS39号置換えのタイムテーブル

PJフェーズ	公開草案	基準化
1 分類及び測定 (ED公表済み)	2009年7月	2009年末の財務諸表に間に合うように基準化
2 減損 (審議進行中)	2009年10月	2010年中にIAS39号の全面置換え
3 ヘッジ会計 (審議はこれから)	2009年12月	2010年中にIAS39号の全面置換え

昨今の金融危機の中、2009年4月の金融安定化フォーラムのような国際機関の提言やG20首脳会議の結論を受けて、IASBはIAS39号を置き換えるタイムテーブルを公表した（**図表1**）。G20の首脳声明では会計基準設定主体に対して、評価および引当に関する基準を改善して単一の質の高いグローバルな会計基準を実現するため、監督当局や規制当局と緊密に協同することを求めている。実務レベルでは金融システムの強化に関する宣言の中で、金融商品の会計基準に関する複雑性の低減が挙げられている。今回公表された分類及び測定の公開草案も、この複雑性の低減を念頭においたG20の提言に沿ったものである。

今回の公開草案はIAS39号改訂の全般に亘るものではなく、プロジェクトを3つに分けた中の一つとして、分類および測定に関して提案されるものである。公開草案は2009年7月に公表されたが、2009年末の財務諸表に間に合うように基準化される予定である。減損については2009年10月頃に公開草案を公表する意向であり、基準化については2010年中のIAS39号の全面置換えを目指している。ヘッジ会計はまだ審議されておらず、この8～9月から審議する予定のようであるが、公開草案は2009年12月に公表し、2010年中に減損と同じタイミングで基準化されると思われる。

適用時期は、2009年年次財務諸表の早期適用を念頭に置いている。G20の提言では年末までに結果を出すことが求められており、取り上げる最初のフェーズ（分類および測定）だけは2009年の財務諸表に間に合わせるように検討が進められている。この強制適用については2012年1月以前にはならない予定である。

本公開草案のコメント締め切りは2009年9月14日である。

2. 本公開草案の提案のポイント

IASBが掲げる今回の提案のポイントを説明する。今回の提案で、G20から複雑性の低減を求められていることに対応したい意向で、簡素化がセールスポイントとされている。

まず、測定区分が2区分（公正価値、償却原価）に置き換わる。

次に、テインティング条項が削除される。テインティング条項とは、満期保有目的投資を満期前に売却または区分を変更した場合、その後2事業年度の間は満期保有目的区分に分類できないとする条項である。現在は、このような定めを置くことで、満期保有目的に分類されたものは他の区分になるべく出さない、入れる場合にはできるだけ制限する取扱いが意図されている。

減損の手法も1つとなる。現在は減損について売却可能負債性金融商品、持分金融商品、償却原価で測定される資産で扱いが異なっている。しかし、公開草案では、減損の必要がないものや、減損をする場合も償却原価で行うものに限定することで、結果的に減損の手法が1つになる。

分類のアプローチも1つとなる。これは、公正価値で測定するのか償却原価で測定するかを決めるアプローチが1つになるという意味である。今回の公開草案は組込デリバティブが含まれている混合契約についても、主契約が金融商品であれば分離せずに同じ分類アプローチを適用する。

3. 公開草案の提案概要

(1) 分類アプローチ

現在は大きく分けて4分類（トレーディング、満期保有、貸付金及び債権、売却可能）が設けられている。

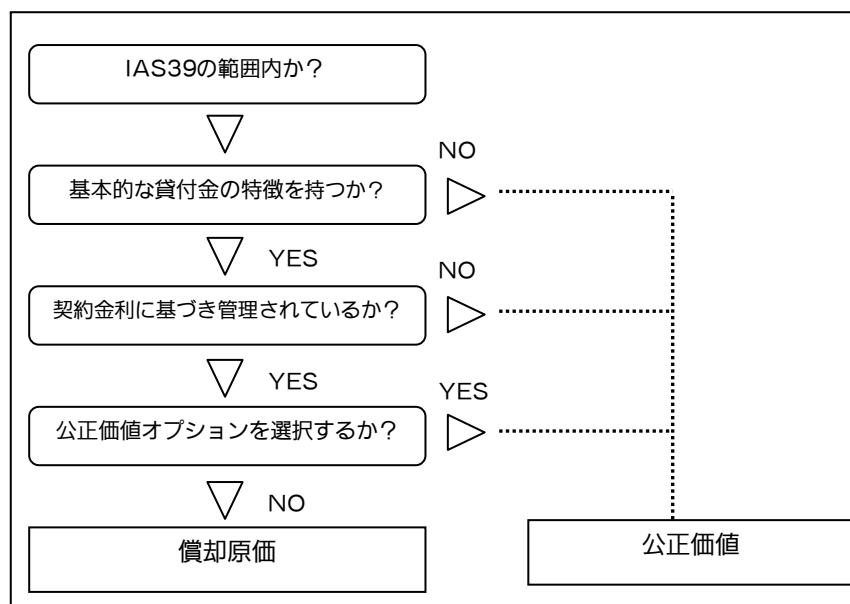
現在のこのような分類を、公開草案では大きく2つに分類することになる。ただし、2分類の中の公正価値に分類するものは、公正価値の評価差額を純損益とする方法とその他の包括利益（OCI）とする方法があるため、実質は3つとも考えられる。

公開草案の提案で出されている測定の決定プロセスとして、まずIAS39号の範囲内かどうか判定される（次ページ図表2）。IAS39号の範囲内なら、基本的な貸付金の特徴を有するか否か、次に契約金利に基づいて管理されているかが調査され、いずれか1つでもNoの場合には公正価値となる。2つがYesの場合でも、さらに公正価値オプションを適用するか否かという要件があり、適用するなら公正価値で測定し、適用しないなら償却原価となる。

公正価値測定されるものは、評価差額を純損益で表示する場合とOCIで表示する場合の大きく2つに分れる。OCIで表示するものが特定され、それ以外は純損益となる。OCIで表示するものは持分金融商品への投資の中から企業が取得時に任意に選択するが、トレーディング目的の金融商品は選択できない。OCIを選択した以外の金融商品は、評価差額を全て純損益で表示するものとなる。

これら公正価値と償却原価の間や、公正価値の中でも純損益とOCIの間で分類の振替は禁止されている。償却原価で測定される金融商品の売却損益は、包括利益計算書の中で区別して表示される。

図表2 測定方法決定のプロセス



(2) 代替的アプローチ

以上のアプローチに対して、これ以外のアプローチ案も一部のボードメンバーから提案されている（図表3）。

図表3 3つの代替的アプローチ

対象	代替的アプローチ		
	代替案	バリエーション1	バリエーション2
前項の償却原価の対象			
・貸付金及び債権	償却原価	償却原価	公正価値
・金融負債	(a) は純損益 (b) はN/A	(a) は純損益 (b) はN/A	(a) は純損益 (b) はOCI
上記以外（市場性のある債券など）	公正価値 (a) は純損益 (b) はOCI	公正価値 (a)、(b) とともに純損益で区分表示	公正価値 (a) は純損益 (b) はOCI

(a)：償却原価の変動と減損

(b)：(a) 以外の公正価値の変動

現在の売却可能について、一部の債権などは公正価値で測定され公正価値の情報が財務諸表本体で示されるのに対し、新たな提案に基づいて基準が確定すると、（注記により開示はされるが）財務諸表の本体には公正価値が示されなくなる。そこで、現在の財務諸表本体で示されている公正価値情報は維持すべきということを一つの理由として、代替案が示されている。また、代替案のバリエーションも示されている。

代替案は、償却原価の対象となったものの中で貸付金及び債権というIAS39号の分類に当るもの、および金融負債については引き続き償却原価を適用し、それ以外のものは公正価値で測定し、評価差額はOCIで表示することを提案している。

バリエーション1は、代替案と貸付金及び債権や金融負債の取扱いは変わらないが、それ以外の金融商品は公正価値で測定すると共に、その評価差額は純損益で表示し、その損益について区分表示することを提案している。

バリエーション2は、貸付金及び債権と金融負債について全て公正価値で測定し、その差額はOCIで表示することが提案されている。

(3) 基本的な貸付金の特徴

基本的な貸付金の特徴とは、特定の日に元本と元本に対する金利の支払いのキャッシュ・フローが発生する契約条件になっていることである。元本に対する金利とは、時間価値を反映するもの、信用リスクについての対価を反映するものであることが公開草案で述べられている。例として、金利キャップ付貸付金、期限前償還オプション付借入金、事前に定められた条件に基づいて信用状況に連動して金利が変動する貸付金、ウォーターフォールの特徴を有する投資ビークルの発行する最優先持分などが挙げられる。

これらは特殊な例であるが、より一般的なものとして、特殊な条件が付いていない国債や売掛金・買掛金なども含まれる。金利キャップ付貸付金はデリバティブが含まれているが、金利系のデリバティブが組み込まれ変動金利や固定金利などの組み合わせとなる商品は、基本的な貸付金の特徴を逸脱しないとして、基本的な貸付金の特徴を有するとされている。

一方で基本的な貸付金の特徴を有しない例として、レバレッジが効いているもの、ウォーターフォールの特徴を有する投資ビークルの発行する劣後持分などが挙げられている。証券化商品に関してウォーターフォールの特徴として、シニア債、メザニン債などに分けて発行されるものがある。公開草案では最優先のものについては基本的な貸付金の特徴に該当するとしているが、それより下のものはレバレッジを有するとして、最優先のもの以外は基本的な貸付金の特徴を有しないと整理されている。

(4) 契約金利に基づいて管理されていること

もう一つの要件である契約金利に基づいて管理されていることとは、保有または発行される時に生じる契約上のキャッシュ・フローに基づいて金融商品が管理され、かつその業績が企業の主要な経営陣によって評価されているものとされている。この管理方法は初めて言葉の形で出てきたもので、今の企業の管理方法にそのまま即しているのか検討を要すると考えられる。例えば、銀行などではトレーディングとバンキングの大きく2つに分けて管理しているが、バンキングに該当するものが契約金利に基づいて管理されていることに直接相当するのか検討が必要である。この点は、今後のIASBの議論やコメントに関する議論をフォローする必要があると考えられる。

契約金利に基づいて管理されていることを具体的に示す例として、決済期日まで保有する売掛金または買掛金が挙げられている。管理されていない例として、トレーディング目的で保有している金融資産や金融負債、発生している貸倒損失を反映した割引価格で取得した金融商品が示されている。

契約金利に基づいて管理されているかどうかはビジネスモデルの適用であり、個々の商品ごとではないという考え方が示されている。つまり、償却原価を適用するかどうか個々の金融商品で選択するのではなく、何らかの管理手法などで管理されている一定の商品全体に適用していくことになる。

仮に契約期限が来る前に金融商品を売却しても、契約金利に基づいて管理されていることを必ずしも否定しないと付け加えられている。したがって、償却原価に分類できなくなる訳ではないが、その際には会計処理上は損益で売却損益を認識し、包括利益計算書の中で区分して表示されることになる。

(5) OCIを通じて公正価値で測定される持分金融商品

公正価値で測定される金融商品の中には、評価差額を純損益で表示するものとOCIで表示するものがある。トレーディング目的以外の持分金融商品への投資について、取得時にOCI表示の取消不能の選択をすることが認められる。

OCIでの表示を選択すると、持分金融商品を売却しても、OCIに累積した評価差額を純損益へは振替えない。従来は、売却可能金融資産に含まれていた金融商品について、累積したOCIの金額を純損益に振り戻す処理（リサイクリング）が行われていたが、公開草案では禁止されることになる。公開草案ではリサイクリングがないことで、振替えの手間を省けるという意味での簡素化を達成している。また、持分金融商品の減損の取扱いが不要となるが、公正価値の変動は純損益へ一切反映されないことになる。そして、受取配当金も整合的にOCIで表示することになる。

このようなOCI表示を設けた理由として、公開草案の背景の中で戦略的な投資の存在を取り上げているが、表面上は、OCI表示を企業が適用する際にはどのようなものでも選択して良いことになる。しかし、何を選択したのか、

なぜ選択したのかは開示しなければならない。

(6) 相場価格のない持分金融商品

今まで相場価格がなく信頼性を持って公正価値を測定できない持分金融商品は、原価評価をしなければならないとされていた。今後は公正価値で測定することになる。この点は、例外を排除することで測定の統一を図り、簡素化することが目標とされる。

(7) 組込デリバティブ

混合契約の主契約がIAS39号の金融商品であれば、混合契約全体に分類アプローチを適用する。現在は混合契約の主契約と組込デリバティブを一定の要件の下で分離することになっているが、その判定は主契約と組込デリバティブの経済的な特徴が密接かつ明らかに関連しているかに基づいていた。今後はこのような要件の判断が不要になり、一体として分類アプローチが適用される。一方で、主契約がIAS39号の範囲外にある場合は現在の取扱いが維持されるため、今後のフェーズで再検討する意向をIASBが示している。

(8) 公正価値オプション

公正価値オプションは、当初認識時に指定することにより、公正価値で測定し、その評価差額を純損益とする処理である。これを適用するには要件が3つあり、1つは会計上のミスマッチを解消する場合、2つめは公正価値で管理評価されているポートフォリオの中に入っている場合、3つめが組込デリバティブの場合である。この2つめ、3つめの要件は償却原価を適用する場合の要件との関連や組込デリバティブとの関係から不要となるため、削除することが提案されている。公正価値オプションが適用できるのは、会計上のミスマッチを解消する場合に限られ、その場合のみ公正価値オプションが適用できることになる。

(9) ティンティング条項

満期保有投資を厳密に適用するための規定であったが、削除することになる。償却原価で測定されている金融資産を満期前に売却した場合に、その他の金融資産を償却原価で測定し続けることは禁止されない。

(10) 次のステップ

2009年の年次財務報告の早期適用に間に合うように、公開草案の提案を踏まえてIFRSを開発する予定である。IASBのトゥイーディー議長より口頭ではあるが、10月頃に確定させたいとのコメントがあった。また、2009年第4四半期に、金融資産の減損およびヘッジ会計に関する公開草案を公表する予定である。

(11) 負債の測定における信用リスクとの関連

IASBのディスカッションペーパーとして、2009年6月に「負債の測定における信用リスク」が公表されている。これは、公正価値を含む現在価値測定において信用リスクを含めるべきか否かについて、関係者に意見を求めるもので、コメントを十分に斟酌して分類および測定の公開草案を再検討するとされている。

4. FASBの動向（ボード会議での暫定決定）

FASBの議論では、全ての金融商品を公正価値で測定することが暫定決定されている。ただし、一部の金融負債は例外的に企業の選択で償却原価での測定を容認するとしている。

公正価値の変動を純損益に表示することが求められるものとして、デリバティブ、持分金融商品ならびに分離処理が必要な混合契約を示している。これら3つ以外の金融商品は、企業の保有意図、ビジネスモデルおよびキャッシュ・フローの変動可能性を踏まえ、公正価値の変動を純損益とするかOCIとするか決めることを提案している。

また、公正価値の変動をOCIに表示する金融商品は、貸借対照表上で償却原価と公正価値に至る調整を表示する。

具体的には、貸借対照表の中で償却原価を表示し、調整額を示した上で公正価値も表示する方法が暫定合意されている。そして、全ての金融商品の利息および配当は、引き続き純損益で表示するとしている。IASBでは持分金融商品のOCI表示では配当もOCI表示となるため、この点でFASBとIASBには差異がある。損益の表示に関しては、信用リスクに伴う減損および売却または決済による実現損益も純損益で表示することとしている。

これらの当初認識時に決定した分類は、保有目的期間中は変更されないこととしている。

5. 質疑応答

Q： 持分金融商品に関してはOCIで処理できるとのことであるが、持分金融商品の定義を詳細に教えていただきたい。特に証券化商品の最劣後部分はペーパーカンパニーのエクイティ部分であるため、OCIで処理できるのか疑問がある。

A： 持分金融商品の定義は、IAS39号ではなくIAS32号で示されている。簡単に述べると、負債以外が持分金融商品となる。よって、負債に該当するか否かがキーとなる。負債という点では、主に何らかの支払いが強制されることが大まかな判断基準となる。ただ、一部には若干これを惑わす商品が存在する。通常であれば自社の株式を用いて決済するような商品は、基本的に持分金融商品となる。例えば、株式オプションのようなものは、通常は資本の持分金融商品の範囲に入ると思われる。しかし、IAS32号では例外的な取扱いを設けており、一定の条件をもって自社の株式を発行するようなケースでも負債に該当することがある。具体的には、固定の価額により固定の株式数で交換されるようなケースは資本として認めるが、それ以外の条件で交換されるものは負債で扱うことになっている。

現行の定義は以上のとおりであり、証券化商品については、具体的に一つ一つの商品の契約条件を見て持分金融商品か否かを決定することになると思うが、並行して資本の特徴を有する金融商品に関するプロジェクトが動いている。そこで、改めて資本とは何か、負債と資本の区分をどのように設定するのか検討されている最中である。以前は最劣後の商品だけを資本とする基本的所有アプローチが提案されていたが、資本となる金融商品をあまりに限定し過ぎるため、最近はもう少し幅を広げるべきという意見がある。

現在は、無期限アプローチが検討されており、何らかの支払いないし自社株式による決済が想定されない金融商品は、企業に残り続けるため資本の特徴を有しているとして、こうしたものを持分金融商品として取り扱う動きが進んでいる。無期限アプローチと基本的所有アプローチの混合で、今後の提案が精緻化されてくると思われる。

Q： 相場価格のない持分金融商品について原価評価から公正価値で評価することになるが、公正価値での評価に当り追加的なガイダンスが示されているのか。

A： 公開草案の中では、新たなガイダンスが示されていない。私見では、基準化されてもガイダンスは設けられないと思う。理由は2つある。まず、原価評価をしている金融商品の減損の方法として、将来キャッシュ・フローを割り引いて現在価値を求める取扱いが規定されている。この取扱いが公正価値を計算していく手法と似ているため、ある程度、既に実務で対応されているとの認識があると思われる。

もう一つの理由として、IASBは公正価値測定のガイダンスを別途作成している最中ということがある。個々の基準ベースで公正価値のガイダンスを設けるのではなく、そのガイダンスを一括して公正価値測定の基準の中に入れ、公正価値を統一的に取り扱うことをプロジェクトで検討している。そのプロジェクトの中で、一部の基準に含められていた公正価値測定のガイダンスの削除や、公正価値の概念に当らなかったものを別の名前に変えることが検討されており、こうした全般的なガイダンスが作成されている脇で、公正価値のガイダンスを設けることは考えにくい。

Q： 代替案およびバリエーション2に関して、債券について変動をOCIとする代替案で、売却損益はやはり持分商品のようにリサイクルされないのか、また受取利息はどうなるのか。

A： 代替案では、売却損益は基本的にリサイクリングがない取扱いになると思われる。一方で、利息は償却原価の変動に含まれるため純損益となる。

Q： 組込デリバティブについてIAS39号の範囲とあるが、具体的な規定はあるのか。また、例えばデリバティブが組み込まれている貸出や預金などは現在は区分経理されていると思われるが、これは一体として公正価値で評価しなければならないのか。償却原価に落とすことも可能な内容になっているのか。

A： 組込デリバティブの取扱いに関しては、主契約がIAS39号の範囲内であれば他の金融商品と同様の分類アプローチを適用することになっている。主契約がIAS39号の範囲外となるケースもあり、例えば金融商品ではないものにデリバティブが組み込まれるようなものは、現行の取扱いのとおりとなる。

預金や貸付金は金融商品となるため、最初の分類アプローチに従って全体を見て償却原価にするか公正価値にするかを決定することになる。デリバティブが中に入っているものが、全て公正価値になる訳ではない。一部の商品、例えば、金利キャップ付貸付金のようなタイプの商品は、基本的な貸付金の特徴を維持しているため、一つの要件を満たすことになる。そこで、もう一つの契約金利に基づいて管理されているかどうかを判断して、実際に分類されることになる。

ただ、そのような例はあまり多くないと思われる。そのほとんどは、実際に生じるキャッシュ・フローは元本と元本に対する金利という特徴を維持することが難しく、多くのものが公正価値になると考えている。

以上